

仕 様 書

1 業務名

札幌市月寒公民館トイレ便器交換等業務

2 作業場所

札幌市月寒公民館（札幌市豊平区月寒中央通7丁目）

3 業務概要

札幌市月寒公民館内のトイレに設置している和式便器を洋式便器に交換し、これに伴う必要な補修等を行う。

4 対象トイレ

場所	和式便器を設置している個室数
1階男性用トイレ	1室
1階女性用トイレ	1室

※　トイレの場所については別添図面参照

5 業務内容

(1) 和式便器から洋式便器への交換

既設の和式便器を撤去し、洋式便器の設置及び既存タンクの内部金具の交換をする。併せて、温水洗浄便座を取り付ける。なお、洋式便器、温水洗浄便座については、以下の規格を満たすものであること。

<洋式便器>

- ・既存の隅付タンクを流用し設置できること。
- ・床排水となっていること。
- ・止水栓を有すること。
- ・色は白を基調とすること。

<温水洗浄便座>

- ・新たに設置する洋式便器に取り付け可能であること。
- ・おしり洗浄、ビデ洗浄、水勢調整機能付きであること。
- ・温水洗浄タイプであること。
- ・抗菌ノズルであること。
- ・暖房便座であること。
- ・脱臭機能が付いていること。

(2) 内装整備等

- ・既存の扉を内開きから外開きに変更し、扉の素材に合わせた補修を行う。
- ・便器の交換に伴い必要となる床の補修を行う。この際、既存の床素材に合わせる

こと。

- ・既存の手すり及び呼出ボタンを、適切な位置へ付け替える。
- ・温水洗浄便座用のコンセントを増設する。

(3) 動作確認、調整等

上記改修後、機器が正常に作動することを確認すること。また、必要に応じてその他の調整等を行うこと。

6 見積もりについて

部材費用、作業費、運搬費等のほか、報告書等の作成に係る一切の経費について、見積金額に含めること。

7 履行期限

契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

※ 作業にあたっては、市民の施設利用に影響を及ぼす可能性があることから、作業日程について、委託者と十分に調整を行うこと。
また、履行期限にかかるわらず、できるだけ速やかに作業に着手すること。

8 提出物

- (1) 完了届
- (2) 作業報告書及び作業記録写真
- (3) その他委託者が指示するもの

9 その他

- (1) 受託者は、作業にあたって必要な事項については委託者、施設管理者と十分な打合せを行うこと。また、作業にあたっては、関係法令を遵守し、施設利用者及び施設の管理運営に支障をきたすことのないよう万全を期すこと。
- (2) 受託者は、受託者が処分するべきものについて、関係法令に則り、適正に処理すること。
- (3) 作業の際は、必要に応じ養生を行い、作業終了後は原状復帰を行うこと。作業に伴い建物、備品に破損が生じた場合は速やかに委託者及び施設管理者に報告すること。
- (4) 作業に必要な機器、工具、軽微な消耗品類は受託者負担とする。
- (5) 作業に必要な技術、資格等を持つ人員を配置すること。
- (6) 作業場所において事故等が発生した場合は、速やかに施設管理者に報告すること。また、受託者の不注意により発生した事故及び故障等については、全て受託者が責任を負うこと。
- (7) 受託者は、作業を行う者に名札等の身分証明を携帯させること。
- (8) 本業務で知り得た施設に関する情報については、みだりに口外することのないよう留意すること。
- (9) 原則として、塗料等を使用する場合、揮発性有機化合物6物質（ホルムアルデヒ

ド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン）が含まれていないものを使用すること。やむを得ず使用する場合については、環境省が定める指針値以内であることが確認できていること。

- (10) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行うこと。

8 担当課

札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5F

札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課

担当：渡辺 電話：011-211-3871

メール：manabi-keiyaku@city.sapporo.jp